

「大阪市工業用水道特定運営事業等」 の概要について

令和 5 年 6 月 28 日
大阪市水道局

1. 本事業の導入経緯

(1) 「給水収益の減少」と「更新需要の増大」

【経営戦略（H30.3策定）において抽出した主な経営課題】

- ・リーマン・ショック以降の急速な水需要及び給水収益の減少
⇒今後も水需要・給水収益の減少傾向が続くと予測
- ・施設の老朽化の進行（80%近くの管路が法定耐用年数40年を超過）
⇒更新需要の増大や大規模な漏水事故の発生の懸念

(2) 経営課題の解決に向けた検討

【公共施設等運営権制度活用にかかる導入可能性調査の検討結果（H30経済産業省支援事業を活用）】

- ・経営課題解決のため、柔軟かつ大胆な経営力や新たな発想を形作る技術力が求められる
⇒民間活力を導入し、新たな事業形態への転換を図る必要があるとして、PPP/PFIの各手法を比較検討の結果、公共施設等運営権の活用が最も効果が期待されると結論



2. 本事業の概要

(1) 大阪市工業用水道特定運営事業等のスキーム

- ・ 工業用水道施設全般に、PFI法（※）に規定される公共施設等運営権を設定
- ・ 運営権者が事業許可を取得し、工業用水道事業者として事業全般を運営
- ・ 民間経営ノウハウを活用し、工業用水の安定供給と持続可能な事業経営を実現

（※）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

◇ 業務範囲



◇ 事業期間

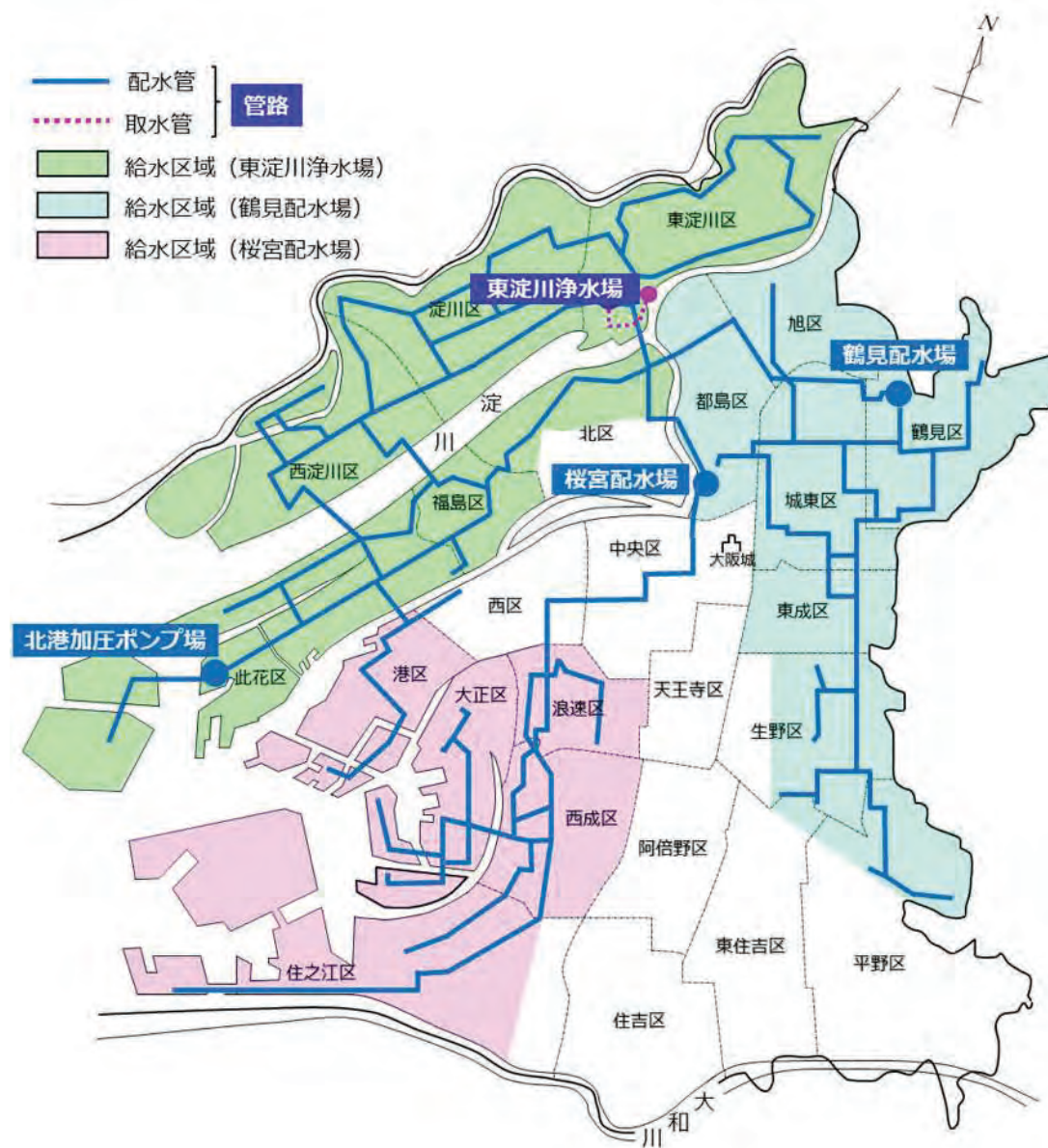
原則として10年間（2022（R 4）年4月～2032（R 14）年3月末）

さらに、運営権者と市との協議で、最大10年間の延長が可能

運営権者：みおつくし工業用水コンセッション株式会社			
会社設立日	令和 3 年 8 月 26 日	筆頭株主	前田建設工業株式会社
事業許可取得日	令和 4 年 2 月 1 日	株主	日本工営株式会社
所在地	大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ITM棟 3 階		西日本電信電話株式会社
			東芝インフラシステムズ株式会社

2. 本事業の概要

(2) 運営権設定対象施設



規模：1日当たり給水能力
151,000m³

施設：東淀川浄水場
桜宮配水場
鶴見配水場
北港加圧ポンプ場
管路 (292km)

2. 本事業の概要

(3) 「収益性の向上」の主な取組

○従来の料金制度に加え、水量増加を促す新たな料金プランを設定

- 事業開始当初の2年間は「試験料金プラン」として導入
- 効果測定の結果を踏まえ、正式な料金プランを設定

○ 新規開始支援（初期費用の軽減）

- 給水工事費の減額（上限50万円）
- 給水工事費の分割払

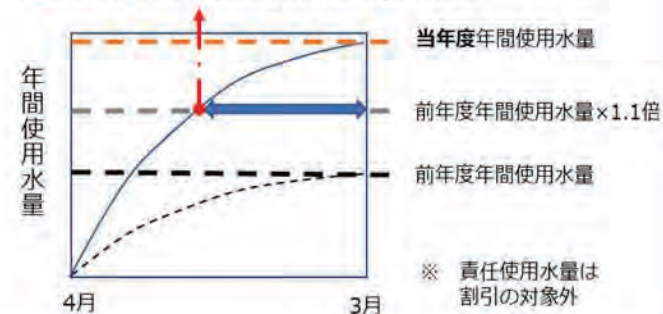
○ 営業コンサルティングチームによる営業活動

- 地下水・河川水の利用者への新規開拓や、既存利用者の需要喚起など

試験料金プラン

前年度の年間使用水量の1.1倍を超える水量に対する超過料金を10%割引（70⇒63円/m）

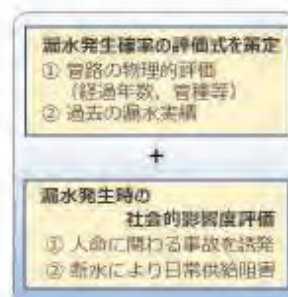
超過した翌月から超過使用料金を10%割引



(4) 「コスト縮減」の主な取組

○ 大規模漏水事故の未然防止のため、漏水リスク評価に基づき、センサ技術等を活用した状態監視保全を実施

○ 把握された異常や地下漏水等に対し、管路の重要度に応じて対処（状態監視、修繕、更生、取替）



重要度の高い重点監視路線（約12km）では、地下漏水の発生を365日通年監視・自動検知し、GIS上で漏水位置を特定

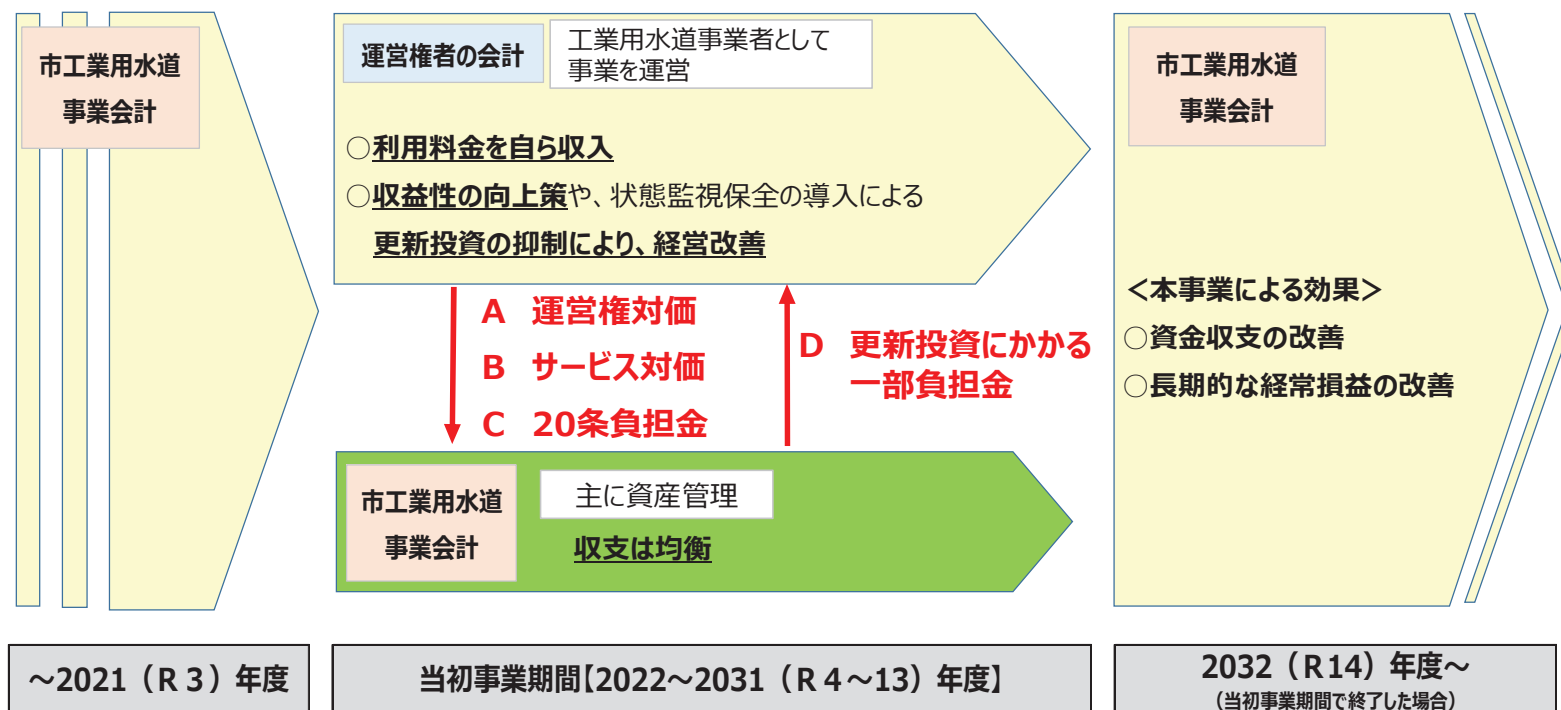
段階的に探查範囲を縮小、漏水箇所を特定

	①	②	③	④	⑤
広域探查	漏水音センサ	衛星画像 水漏・水圧分析			
範囲探查	高感度センサ	相関機能付 漏水音センサ	デジタル 音聴機	高感度センサ	
箇所探查	路面音聴調査、小規模ボーリング調査				

3. 本事業の財政効果（VFM）

（１）市と運営権者の会計の役割

本事業期間中は、運営権者が工業用水道事業者として自ら料金を収受し、市の会計は資産管理に特化（運営権者は実施契約書に基づき、事業運営にかかる費用A～Cなどを市に支払う）



（２）本事業によるVFM

本事業をPFI方式で実施することで、状態監視保全による更新投資の抑制などにより、市が事業を実施した場合の総支出額(10年間)の17.4%に相当する32.1億円のVFM（キャッシュベース）が見込まれる